



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年3月24日月曜日 第1441号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県行政組織規則及び愛媛県執務時間規則の一部を改正する規則..... 269

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則..... 269

愛媛県公害防止条例施行規則及び愛媛県垂直積雪量に関する規則の一部を改正する規則..... 270

愛媛県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則..... 270

通訳案内業法施行細則の一部を改正する規則..... 270

告 示

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更..... 271

字の区域の変更（伊予市）..... 271

知事印の改刻..... 271

大規模小売店舗の新設の届出の概要等..... 271

大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の概要等..... 272

土地改良区連合清算人の退職の届出..... 273

県営土地改良事業の事業計画書の縦覧（2件）..... 273

県営土地改良事業の換地処分..... 273

農業協同組合営土地改良事業の換地処分..... 273

町営土地改良事業の施行の同意（2件）..... 273

町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧..... 273

村営土地改良事業の換地処分..... 274

町営土地改良事業の換地処分（2件）..... 274

土地改良事業の工事完了の届出（2件）..... 274

県営土地改良事業の工事の完了..... 274

保安林の指定..... 274

保安林の指定の解除（2件）..... 275

同意の成立（漁獲共済）..... 275

公有水面埋立免許の出願..... 275

公有水面埋立免許..... 276

公有水面埋立工事のしゅん功認可（4件）..... 277

道路の供用開始（県道壬生川丹原線）..... 280

道路の供用開始（県道弓削島循環線）..... 281

道路の区域変更（県道松山川内線）..... 281

道路の供用開始（"）..... 281

道路の供用開始（県道中島環状線）..... 281

道路の区域変更（一般国道379号）..... 282

道路の供用開始（"）..... 282

道路の区域変更（県道大洲野村線）..... 282

道路の供用開始（"）..... 282

道路の区域変更（一般国道378号外）..... 283

道路の供用開始（"）..... 283

道路の区域変更（県道長浜内線）..... 283

道路の供用開始（"）..... 283

道路の区域変更（一般国道378号）..... 284

道路の区域変更（県道佐田岬三崎線）..... 284

道路の区域変更（一般国道441号）..... 284

道路の供用開始（"）..... 284

道路の区域変更（県道宿毛津島線）..... 285

道路の区域変更（県道宇和島城辺線外）..... 285

道路の供用開始（"）..... 285

道路の区域変更（県道宇和島下波津島線外）..... 286

道路の供用開始（県道宇和島下波津島線）..... 286

道路の区域変更（県道宇和島城辺線外）..... 286

道路の供用開始（"）..... 286

道路の区域変更（県道城辺高茂岬線）..... 287

道路の供用開始（"）..... 287

開発行為に関する工事の完了..... 287

都市計画事業の事業計画の変更認可..... 288

訓 令

愛媛県東京事務所処務規程の一部を改正する訓令..... 288

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... 288

規 則

○愛媛県規則第7号

愛媛県行政組織規則及び愛媛県執務時間規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県行政組織規則及び愛媛県執務時間規則の一部を改正する規則

（愛媛県行政組織規則の一部改正）

第1条 愛媛県行政組織規則（昭和55年愛媛県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第75条の2の見出しを「（えひめ観光物産プラザ）」に改め、同条第1項中「愛媛県東京観光物産センター（以下「東京観光物産センター」という。）」を「えひめ観光物産プラザ」に改め、同条第2項中「東京観光物産センター」を「えひめ観光物産プラザ」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

（3）東京アンテナショップの管理運営に関すること。

第75条の2第3項及び第4項中「東京観光物産センター」を「えひめ観光物産プラザ」に改める。

（愛媛県執務時間規則の一部改正）

第2条 愛媛県執務時間規則（平成元年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表中「愛媛県動物愛護センター」を「えひめ観光物産プラザ」に改める。

センター」に改める。

附 則

この規則は、平成15年3月25日から施行する。

○愛媛県規則第8号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する

規則を次のように定める。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年愛媛県規則第58号）の一部を次のように改正する。

様式第1号注2中「第10号及び第11号」を「第7号及び第8号」に改める。

様式第2号注に次のように加える。

- 3 特定非営利活動促進法施行条例（平成10年愛媛県条例第35号）第9条の表1の項中欄に掲げる書類それぞれ1通を併せて提出すること。

様式第3号注4中「には、」を「並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書には、それぞれ」に改める。

様式第4号注3中「第10号及び第11号」を「第7号及び第8号」に改める。

様式第5号注に次のように加える。

- 3 特定非営利活動促進法施行条例（平成10年愛媛県条例第35号）第9条の表1の項中欄に掲げる書類それぞれ1通を併せて提出すること。

附 則

この規則は、平成15年5月1日から施行する。

○愛媛県規則第9号

愛媛県公害防止条例施行規則及び愛媛県垂直積雪量に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県公害防止条例施行規則及び愛媛県垂直積雪量に関する規則の一部を改正する規則

（愛媛県公害防止条例施行規則の一部改正）

第1条 愛媛県公害防止条例施行規則（昭和47年愛媛県規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第6 1の項中「新居浜市」の下に「（別子山を除く。）」を加える。

別表第13中「別表第13」を「別表第13（第28条関係）」に改め、同表R（地域の区分に応じたいおう酸化物の排出許容係数）の項昭和49年9月26日において条例第49条第1項に規定されている指定工場の欄中「新居浜市」の下に「（別子山を除く。）」を加える。

（愛媛県垂直積雪量に関する規則の一部改正）

第2条 愛媛県垂直積雪量に関する規則（平成12年愛媛県規則第42号）の一部を次のように改正する。

別表9の項区域の欄中「宇摩郡別子山村及び」を削る。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第10号

愛媛県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県環境影響評価条例施行規則（平成11年愛媛県規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表第4 2の項中「第12条第4項」を「第14条第4項」に改める。

別表第5 2の項(2)中「第12条第5項」を「第14条第5項」に改める。

別表第6 2の項中「第14条第1項」を「第25条第1項」に改める。

別表第7 7の項中「第17条第3項、第18条第3項、第18条の2第3項及び第20条第1項」を「第13条第3項、第14条第3項、第24条第3項及び第26条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成15年7月1日から施行する。ただし、別表第7 7の項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第11号

通訳案内業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

通訳案内業法施行細則の一部を改正する規則

通訳案内業法施行細則（平成12年愛媛県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（健康診断書）

第3条 省令第12条第1号の健康診断書は、次に掲げる事項を記載した医師の診断書でなければならない。

- (1) 診断を受けた者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 精神の機能の障害の有無
- (3) 精神の機能の障害がある場合にあっては、次に掲げる事項

事項

ア 病名及び主要症状

イ 当該障害に係る現に受けている治療等の有無

ウ 当該障害に係る現に受けている治療等がある場合にあっては、次に掲げる事項

(ア) 当該治療等の内容

(イ) 当該治療等を受けている状態における精神の機能が、精神の機能の障害がない者と同程度であるか否かの別

(ウ) 当該治療等により当該障害の程度が軽減している状況

エ 当該障害に係る現に受けている治療等がない場合にあっては、精神の機能が、精神の障害がない者と同程度であるか否かの別

(4) 診断の年月日

(5) 診断した医師の氏名並びに当該医師の所属する医療機関の名称及び所在地又は当該医師の住所

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第 670 号

全国自治宝くじ事務協議会にさいたま市を加え、全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更した。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

第3条第2号中「千葉市」の次に「、さいたま市」を加える。

附 則

この規約は、平成15年4月1日から施行する。

○愛媛県告示第 671 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、伊予市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する区域			摘要	
	字	名	地 番		
下唐川	字半田	上唐川	字桐ノ木	甲419の1の一部	これに伴う道路、水路等を含む。
下唐川	字永田	下唐川	字豊岡	甲265の1の一部及び甲266の1の一部	
下唐川	字豊岡	下唐川	字永田	甲257の1の一部	
上唐川	字水口	上唐川	字ウ子田	甲617の一部	
上唐川	字ウ子田	上唐川	字水口	字ウ子田甲617に隣接する字水口の道路である国有地の一部	
上唐川	字屏風田	上唐川	字ヒヤノ木	甲501の2	
			字櫻ザコ	甲508の1の一部	
上唐川	字櫻ザコ	上唐川	字屏風田	甲503の1の一部、甲672の一部及び字櫻ザコ甲508の1に隣接する字屏風田の水路である国有地の一部	
			字鹿鳴シ	甲509の1	
			字ナカスカ	甲511の1	
両澤	字八反地	両澤	字北影浦	甲1の1の一部、甲1の2及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の一部	
			字長通	甲8の一部	
両澤	字長通	両澤	字八反地	甲7の4の一部	
			字カウ田	甲17の2の一部	
			字コブガタ	甲19の一部	

両澤	字コブガタ	両澤	字長通	甲8の一部
			字台ノ下	甲16の一部及び字コブガタ甲19に隣接する字台ノ下の水路である国有地の一部
			字カウ田	甲17の2の一部
両澤	字台ノ下	両澤	字コブガタ	甲19の一部
			字メクロジ	字台ノ下甲20の5に隣接する字メクロジの水路である国有地の全部
両澤	字久保田	両澤	字梶屋敷	甲151の1、甲153の8及び甲153の9
			字森松	甲152の1の一部
両澤	字森松	両澤	字シオチウ	甲162の2の一部
両澤	字シヲチウ	両澤	字森松	甲152の1の一部
			字シオチウ	甲162の2の一部
			字ユオケ	甲155の1
両澤	字シヨ田	両澤	字シヨ田	甲86の2の一部及び甲86の3の一部
			字一反地	字シヨ田甲86の3に隣接する字一反地の道路である国有地の一部
両澤	字シヨ田	両澤	字シヨ田	甲96の2の一部
			字一反地	甲85の1の一部及び字シヨ田甲86の3に隣接する字一反地の道路・水路である国有地の一部

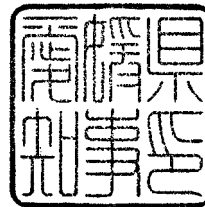
○愛媛県告示第 672 号

愛媛県公印規程（昭和34年愛媛県訓令第8号）第6条の規定により、知事印を次のとおり改刻した。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 改刻後の印影



2 使用開始年月日

平成15年4月1日

○愛媛県告示第 673 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
洋服の青山 ダイソー & アオヤマ 100 円プラザ松山衣
山店
松山市美沢一丁目 676 番 1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては代表者の氏名
青山商事株式会社
広島県福山市王子町一丁目 3 番 5 号
代表取締役 宮前省三
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名
称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
・青山商事株式会社
広島県福山市王子町一丁目 3 番 5 号
代表取締役 宮前省三
・株式会社青五
広島県福山市王子町二丁目 14 番 38 号
代表取締役 一色敬義
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成15年10月28日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,452平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
68台
イ 駐輪場の収容台数
15台
ウ 荷さばき施設の面積
28.5平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
6.5立方メートル

- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
及び閉店時刻
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後8時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後8時30分まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
出入口2箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる
時間帯
午前9時から午後9時まで

2 届出年月日

平成15年2月27日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺
の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意
見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次の
とおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するととも
に、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局産業経済
部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月
間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって
は代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域
の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意
見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部商工流通課

○愛媛県告示第674号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定
による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用
する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部商工流通課及び今治地方局
産業経済部商工労政課並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する 年月日	届 出 年月日
バリュー今治	今治市高市字頓田甲 787番地7	大規模小売店舗において小 売業を行う者の開店時刻及 び閉店時刻	・開店時刻 午前9時30分 ・閉店時刻 午後10時	・開店時刻 午前9時 ・閉店時刻 午後12時	平成15年 3月15日	平成15年 3月5日
		来客が駐車場を利用するこ とができる時間帯	午前9時から 午後10時30分まで	午前8時30分から 午前0時30分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有
する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部商工流通課及び今治地方局産業経済部商工

労政課並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部商工流通課

○愛媛県告示第675号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条及び第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により大分神川左岸土地改良区連合から次のとおり清算人が退職した旨の届出があった。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

氏名	住所
行本照義	東予市福成寺甲123番地の2
山内一雄	東予市福成寺甲272番地の2
日和佐勝	東予市大野264番地
目見田伸	東予市旦之上甲955番地の1
茎田元近	東予市三芳947番地の2
日浅清	東予市楠甲877番地の1
武田明美	東予市楠甲1331番地の1
行本勝正	東予市三芳199番地
山内賢二	東予市実報寺245番地
木原光教	東予市実報寺甲518番地の2
黒瀬一弘	東予市大野313番地
飯尾順一	東予市大野131番地

○愛媛県告示第676号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、松山市浄瑠璃町地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ため池等整備事業・大谷下地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成15年3月25日から4月21日まで
- 3 縦覧場所
松山市役所

○愛媛県告示第677号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、松山市平井町地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ため池等整備事業・谷之内上地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成15年3月25日から4月21日まで
- 3 縦覧場所
松山市役所

○愛媛県告示第678号

平成15年3月11日県営中山間地域総合整備事業伊予中山地区唐川工区の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第679号

平成15年3月13日東予園芸農業協同組合営土地改良事業高松上地区の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第680号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、玉川町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・中村台ノ下地区）の施行に平成15年3月12日同意した。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第681号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、玉川町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・中村元重地区）の施行に平成15年3月12日同意した。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第682号

土居町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・西森地区）の施行は、適当と認められ

るので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・西森地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成15年3月25日から4月21日まで
- 3 縦覧場所
土居町役場

○愛媛県告示第683号

平成15年3月6日美川村営基盤整備促進事業大川地区の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第684号

平成15年3月13日中山町営土地改良事業影之浦地区の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第685号

平成15年3月13日双海町営棚田地域等保全整備事業石の久保地区の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第686号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、重信町上村土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	竹ノ下地区	平成15年1月31日

○愛媛県告示第687号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、重信町樋口土地改良区から次のとおり土地改

良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	音井地区	平成15年1月31日

○愛媛県告示第688号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
中山間地域総合整備事業	神の森地区	平成13年3月23日

○愛媛県告示第689号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 (1) 保安林の所在場所
西条市大浜字東山5976の1、字安都谷5978、字イカヤ5994、5998の1、5998の2、字在所中6000
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字東山5976の1・字在所中6000（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- 2 (1) 保安林の所在場所
西条市丸野字小ヒラ5258（次の図に示す部分に限る。）、5257
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字小ヒラ5258
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定

めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

3(1) 保安林の所在場所
越智郡菊間町松尾1120、1126、1127

(2) 指定の目的
土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
松尾1127(次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

4(1) 保安林の所在場所
越智郡岩城村3686、3687

(2) 指定の目的
土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに西条市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第 690 号

森林法(昭和26年法律第 249 号)第26条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除に係る保安林の所在場所
新居浜市観音原町乙93の 3
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

○愛媛県告示第 691 号

森林法(昭和26年法律第 249 号)第26条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除に係る保安林の所在場所
温泉郡中島町大字宇和間乙 277 の 7
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第 692 号

次の区域及び区分の特定第 2 号漁業者の同意は漁業災害補償法(昭和39年法律第 158 号)第 108 条第 2 項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 4 項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

区 域	区 分
二神区域(中島三和漁業協同組合の地区のうち、旧二神漁業協同組合の地区)	法第 104 条第 2 号に掲げる漁業

○愛媛県告示第 693 号

次のように公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第 2 条第 1 項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第 3 条第 1 項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、松山地方局伊予土木事務所及び双海町役場において告示の日から起算して 3 週間公衆の縦覧に供する。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
双海町
伊予郡双海町大字上灘甲5821番地 6
代表者 町長 丸山勇三
伊予郡双海町大字上灘甲5792番地
- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 埋立区域
 - ア 位置
伊予郡双海町大字上灘甲5750番 3 の地先公有水面
 - イ 区域
次の①点から⑩点までを順次直線で結んだ線及び⑩点と①点を直線で結んだ線により囲まれた区域
基点(上灘漁港 - 2.5メートル物揚場用地内に設置された金属鉸 J 25)は、北緯33度41分36秒、東経 132 度38分10秒の地点
①点は、基点から真北 209 度15分55秒150.46メートルの地点

②点は、①点から真北49度35分57秒5.86メートルの地点

③点は、②点から真北46度57分53秒8.66メートルの地点

④点は、③点から真北51度16分30秒3.02メートルの地点

⑤点は、④点から真北 131 度17分36秒6.78メートルの地点

⑥点は、⑤点から真北 225 度31分50秒0.61メートルの地点

⑦点は、⑥点から真北 135 度30分35秒0.56メートルの地点

⑧点は、⑦点から真北 223 度51分00秒7.40メートルの地点

⑨点は、⑧点から真北 232 度16分04秒7.36メートルの地点

⑩点は、⑨点から真北 264 度44分24秒2.61メートルの地点

ウ 面積

130.73平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

伊予郡双海町大字上灘甲5750番3の地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からR点までを順次直線で結んだ線及びR点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点(上灘漁港-25メートル物揚場用地内に設置された金属鉋J25)は、北緯33度41分36秒、東経132度38分10秒の地点

A点は、基点から真北210度01分07秒156.01メートルの地点

B点は、A点から真北49度35分37秒11.76メートルの地点

C点は、B点から真北11度42分39秒1.71メートルの地点

D点は、C点から真北47度18分43秒0.46メートルの地点

E点は、D点から真北317度13分06秒9.01メートルの地点

F点は、E点から真北47度13分35秒4.99メートルの地点

G点は、F点から真北137度12分48秒9.01メートルの地点

H点は、G点から真北46度49分01秒0.51メートルの地点

I点は、H点から真北83度12分43秒1.62メートルの地点

J点は、I点から真北51度16分16秒4.54メートルの地点

K点は、J点から真北131度17分33秒23.27メートルの地点

L点は、K点から真北218度41分41秒4.61メートル

の地点

M点は、L点から真北302度56分16秒0.70メートルの地点

N点は、M点から真北218度29分38秒5.67メートルの地点

O点は、N点から真北302度59分54秒6.11メートルの地点

P点は、O点から真北207度32分38秒3.93メートルの地点

Q点は、P点から真北295度56分25秒2.22メートルの地点

R点は、Q点から真北204度45分45秒3.78メートルの地点

ウ 面積

523.51平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設用地

4 出願年月日

平成15年3月5日

○愛媛県告示第694号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

西海町

南宇和郡西海町船越1289番地1

代表者 町長 中田 廣

南宇和郡西海町船越1291番地

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

南宇和郡西海町福浦1215番から同1491番に至る地先の公有水面

イ 区域

次の1点から13点までを順次直線で結んだ線並びに13点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C・D・L+2.10メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点(南宇和郡西海町福浦1215番地内の福浦第1物揚場のコンクリート舗装部に設置された金属鉋)は、北緯32度54分55秒、東経132度29分59秒の地点

1点は、基点から真北318度45分28秒20.49メートルの地点

2点は、1点から真北42度04分58秒25.40メートルの地点

3点は、2点から真北132度04分58秒33.85メートルの地点

4点は、3点から真北222度04分58秒1.00メートルの地点

5点は、4点から真北132度04分58秒3.40メートル

の地点

6 点は、5 点から真北42度04分58秒1.00メートルの地点

7 点は、6 点から真北 132 度04分58秒 46.60 メートルの地点

8 点は、7 点から真北 222 度04分58秒1.00メートルの地点

9 点は、8 点から真北 132 度04分58秒3.40メートルの地点

10点は、9 点から真北42度04分58秒1.00メートルの地点

11点は、10点から真北 132 度04分58秒 22.75 メートルの地点

12点は、11点から真北94度11分46秒 34.00 メートルの地点

13点は、12点から真北 165 度47分08秒4.30メートルの地点

ウ 面積

4,289.04平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

南宇和郡西海町福浦1209番から同1492番に至る間の地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からN点までを順次直線で結んだ線及びN点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（南宇和郡西海町福浦1215番地内の福浦第1物揚場のコンクリート舗装部に設置された金属鈹）は、北緯32度54分55秒、東経 132 度29分59秒の地点

A 点は、基点から真北 146 度47分16秒 10.24 メートルの地点

B 点は、A 点から真北 315 度13分08秒 70.36 メートルの地点

C 点は、B 点から真北42度04分58秒 66.52 メートルの地点

D 点は、C 点から真北 132 度04分58秒136.27メートルの地点

E 点は、D 点から真北94度11分46秒 49.12 メートルの地点

F 点は、E 点から真北 184 度11分46秒 39.94 メートルの地点

G 点は、F 点から真北 257 度18分15秒 28.81 メートルの地点

H 点は、G 点から真北 164 度33分58秒 10.95 メートルの地点

I 点は、H 点から真北 249 度35分25秒 39.67 メートルの地点

J 点は、I 点から真北 184 度08分41秒 21.71 メートルの地点

K 点は、J 点から真北 272 度38分21秒 18.58 メートルの地点

L 点は、K 点から真北 299 度39分52秒 29.76 メートルの地点

M 点は、L 点から真北35度00分55秒 32.32 メートルの地点

N 点は、M 点から真北 312 度14分48秒 36.53 メートルの地点

ウ 面積

14,895.08平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設用地 約 4,170平方メートル

水路用地 約 120平方メートル

4 埋立免許年月日

平成15年3月13日

○愛媛県告示第 695 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、弓削町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 知事 加戸守行

松山市北持田町122番地

2 埋立区域

(1) 位置

越智郡弓削町上弓削245番1地先から1904番地先までの公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち1の地点から10の地点までを順次直線で結んだ線、10の地点と11の地点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T.P.+1.83メートル）における公有水面と陸地との境界線、11の地点と12の地点を直線で結んだ線、12の地点と13の地点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T.P.+1.83メートル）における公有水面と陸地との境界線、並びに13の地点と1の地点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T.P.+1.83メートル）における公有水面と中央防波堤との境界線により囲まれた区域

基点（四等三角点城山）は、北緯34度16分48.1501秒、東経133度12分52.0120秒の地点

1の地点は、基点から真北228度20分30秒509.51メートルの地点

2の地点は、1の地点から真北16度26分31秒62.88メートルの地点

3の地点は、2の地点から真北16度20分12秒4.81メートルの地点

4の地点は、3の地点から真北16度07分24秒4.81メートルの地点

5の地点は、4の地点から真北15度54分40秒4.81メートルの地点

6の地点は、5の地点から真北15度41分52秒4.81メートルの地点
 7の地点は、6の地点から真北15度29分11秒4.81メートルの地点
 8の地点は、7の地点から真北15度16分24秒4.81メートルの地点
 9の地点は、8の地点から真北15度03分35秒4.81メートルの地点
 10の地点は、9の地点から真北14度51分01秒4.81メートルの地点
 11の地点は、基点から真北233度56分58秒422.57メートルの地点
 12の地点は、11の地点から真北196度23分05秒36.52メートルの地点
 13の地点は、基点から真北227度50分48秒501.13メートルの地点

(3) 面積

1,160.50平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成11年1月28日 愛媛県指令10港第555号

4 しゅん功認可年月日

平成15年3月24日

○愛媛県告示第696号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、弓削町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

弓削町

越智郡弓削町下弓削210番地

代表者 町長 木下良一

越智郡弓削町太田101番地

2 埋立区域

(1) 位置

越智郡弓削町上弓削245番3地先から1904番地先までの公有水面

(2) 区域

ア 埋立区域A

次の1の地点から18の地点までを順次直線で結んだ線、18の地点と19の地点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L.+3.84メートル）における公有水面と陸地との境界線、19の地点から28の地点までを順次直線で結んだ線、並びに28の地点と1の地点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L.+3.84メートル）における公有水面と中央防波堤との境界線により囲まれた区域

基点（四等三角点城山）は、北緯34度16分48.1501

秒、東経133度12分52.0120秒の地点

1の地点は、基点から真北229度14分05秒525.46メートルの地点

2の地点は、1の地点から真北16度07分10秒12.40メートルの地点

3の地点は、2の地点から真北286度07分10秒0.05メートルの地点

4の地点は、3の地点から真北16度07分10秒8.27メートルの地点

5の地点は、4の地点から真北106度07分10秒1.99メートルの地点

6の地点は、5の地点から真北16度07分10秒8.43メートルの地点

7の地点は、6の地点から真北286度07分10秒1.99メートルの地点

8の地点は、7の地点から真北16度07分10秒22.36メートルの地点

9の地点は、8の地点から真北106度07分10秒0.25メートルの地点

10の地点は、9の地点から真北16度07分10秒4.30メートルの地点

11の地点は、10の地点から真北286度07分10秒0.25メートルの地点

12の地点は、11の地点から真北16度07分10秒21.84メートルの地点

13の地点は、12の地点から真北106度07分10秒0.25メートルの地点

14の地点は、13の地点から真北16度07分10秒4.30メートルの地点

15の地点は、14の地点から真北286度07分10秒0.25メートルの地点

16の地点は、15の地点から真北16度07分10秒20.60メートルの地点

17の地点は、16の地点から真北286度07分10秒0.55メートルの地点

18の地点は、17の地点から真北16度07分10秒8.00メートルの地点

19の地点は、基点から真北235度36分23秒427.22メートルの地点

20の地点は、19の地点から真北194度51分01秒4.81メートルの地点

21の地点は、20の地点から真北195度03分35秒4.81メートルの地点

22の地点は、21の地点から真北195度16分24秒4.81メートルの地点

23の地点は、22の地点から真北195度29分11秒4.81メートルの地点

24の地点は、23の地点から真北195度41分52秒4.81メートルの地点

25の地点は、24の地点から真北195度54分40秒4.81メートルの地点

26の地点は、25の地点から真北196度07分24秒4.81メートルの地点

27の地点は、26の地点から真北 196 度20分12秒4 81
メートルの地点

28の地点は、27の地点から真北 196 度26分31秒 62 .
88メートルの地点

イ 埋立区域 B

次の29の地点と30の地点を直線で結んだ線並びに29
の地点と30の地点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C .
D . L . +3 .84メートル）における公有水面と陸地と
の境界線により囲まれた区域

基点（四等三角点城山）は、北緯34度16分 48 .1501
秒、東経 133 度12分 52 .0120 秒の地点

29の地点は、基点から真北 231 度07分34秒452 .07メ
ートルの地点

30の地点は、29の地点から真北16度23分05秒 36 52
メートルの地点

(3) 面積

1,779 .66平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成11年 1月28日 愛媛県指令10港第 556 号

4 しゅん功認可年月日

平成15年 3月24日

○愛媛県告示第 697 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という
。）第22条第 1 項の規定により、次のように埋立てに関する
工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第 3 項に規定する図書は、大三島町役場
において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧する
ことができる。

平成15年 3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目 4 番地 2

代表者 知事 加戸守行

松山市北持田町 122 番地

2 埋立区域

(1) 位置

越智郡大三島町大字野々江6798番 3 から同8098番 2 ま
での地先公有水面

(2) 区域

次の 1 の地点から48の地点までを順次に結んだ線並び
に48の地点と 1 の地点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T
. P . +1 .85メートル）における公有水面と陸地との境
界線により囲まれた区域

基点（越智郡大三島町大字野々江字タカノス 719 番国
土地理院「野々江」三等三角点）は、北緯34度12分 54 .
4052秒、東経 133 度00分 16 5655 秒の地点

1 の地点は、基点から真北 216 度44分41秒1 .028 .04メ
ートルの地点

2 の地点は、 1 の地点から真北 149 度03分16秒1 .07メ
ートルの地点

3 の地点は、 2 の地点から真北 239 度24分33秒6 .74メ
ートルの地点

4 の地点は、 3 の地点から真北 239 度20分25秒4 29メ
ートルの地点

5 の地点は、 4 の地点から真北 240 度06分30秒 20 20
メートルの地点

6 の地点は、 5 の地点から真北 241 度22分28秒 15 43
メートルの地点

7 の地点は、 6 の地点から真北 241 度53分09秒4 .76メ
ートルの地点

8 の地点は、 7 の地点から真北 242 度52分00秒 20 .19
メートルの地点

9 の地点は、 8 の地点から真北 244 度09分33秒 14 96
メートルの地点

10の地点は、 9 の地点から真北 244 度41分10秒 65 94
メートルの地点

11の地点は、 10の地点から真北 243 度45分50秒 18 93
メートルの地点

12の地点は、 11の地点から真北 240 度27分55秒9 .59メ
ートルの地点

13の地点は、 12の地点から真北 237 度16分21秒9 39メ
ートルの地点

14の地点は、 13の地点から真北 234 度56分25秒6 .57メ
ートルの地点

15の地点は、 14の地点から真北 231 度41分19秒6 .55メ
ートルの地点

16の地点は、 15の地点から真北 228 度52分11秒5 .61メ
ートルの地点

17の地点は、 16の地点から真北 224 度38分13秒9 37メ
ートルの地点

18の地点は、 17の地点から真北 220 度01分04秒9 37メ
ートルの地点

19の地点は、 18の地点から真北 217 度41分04秒4 .67メ
ートルの地点

20の地点は、 19の地点から真北 306 度55分55秒1 29メ
ートルの地点

21の地点は、 20の地点から真北 216 度03分17秒2 .62メ
ートルの地点

22の地点は、 21の地点から真北 127 度36分44秒2 56メ
ートルの地点

23の地点は、 22の地点から真北 211 度36分06秒 12 .10
メートルの地点

24の地点は、 23の地点から真北 297 度56分13秒2 48メ
ートルの地点

25の地点は、 24の地点から真北 205 度59分06秒8 .65メ
ートルの地点

26の地点は、 25の地点から真北 201 度45分34秒9 .87メ
ートルの地点

27の地点は、 26の地点から真北 197 度29分59秒9 43メ
ートルの地点

28の地点は、 27の地点から真北 191 度54分55秒9 81メ
ートルの地点

29の地点は、 28の地点から真北 187 度52分11秒9 .02メ

ートルの地点

30の地点は、29の地点から真北 184 度55分52秒9 29メ

ートルの地点

31の地点は、30の地点から真北 182 度04分13秒 12 54

メートルの地点

32の地点は、31の地点から真北92度55分31秒2 54メー

トルの地点

33の地点は、32の地点から真北 181 度21分49秒3 .19メ

ートルの地点

34の地点は、33の地点から真北 180 度35分36秒7 82メ

ートルの地点

35の地点は、34の地点から真北 270 度33分46秒2 54メ

ートルの地点

36の地点は、35の地点から真北 180 度38分06秒 17 05

メートルの地点

37の地点は、36の地点から真北 181 度21分50秒9 41メ

ートルの地点

38の地点は、37の地点から真北 182 度47分03秒 10 35

メートルの地点

39の地点は、38の地点から真北 184 度45分01秒 16 24

メートルの地点

40の地点は、39の地点から真北 187 度26分05秒 18 28

メートルの地点

41の地点は、40の地点から真北 101 度50分22秒2 52メ

ートルの地点

42の地点は、41の地点から真北 189 度04分12秒4 34メ

ートルの地点

43の地点は、42の地点から真北 189 度58分44秒7 21メ

ートルの地点

44の地点は、43の地点から真北 279 度54分09秒2 54メ

ートルの地点

45の地点は、44の地点から真北 191 度05分53秒5 51メ

ートルの地点

46の地点は、45の地点から真北 191 度18分50秒5 86メ

ートルの地点

47の地点は、46の地点から真北 191 度58分06秒 16 93

メートルの地点

48の地点は、47の地点から真北 283 度55分59秒6 59メ

ートルの地点

(3) 面積

2,559.63平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成13年3月21日 愛媛県指令港第83号

4 しゅん功認可年月日

平成15年3月24日

○愛媛県告示第 698 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という

○愛媛県告示第 699 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月24日

。) 第22条第 1 項の規定により、次のように埋立てに関する
工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第 3 項に規定する図書は、関前村役場にお
いて告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧するこ
とができる。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに
法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

関前村

越智郡関前村大字岡村甲 732 番地

代表者 村長 池田深

越智郡関前村大字岡村甲 666 番地第 1

2 埋立区域

(1) 位置

越智郡関前村大字岡村甲2570番第 1 地先から同2621番
第 6 地先までの公有水面

(2) 区域

次の 1 点から 7 点までを順次直線で結んだ線並びに 7
点と 1 点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（ C . D . L . +
3.84メートル）の陸と公有水面との接する線により囲ま
れた区域

基点（越智郡関前村大字岡村甲2518番地先に設置され
た金属錐）は、北緯34度11分02秒、東経 132 度53分26秒
の地点

1 点は、基点から真北 306 度08分153.00メートルの地
点

2 点は、1 点から真北 182 度49分 39 20 メートルの地
点

3 点は、2 点から真北 272 度49分 10.00 メートルの地
点

4 点は、3 点から真北 2 度49分 10.00 メートルの地点

5 点は、4 点から真北 272 度49分 75.00 メートルの地
点

6 点は、5 点から真北 182 度49分 10.00 メートルの地
点

7 点は、6 点から真北 272 度49分 10.00 メートルの地
点

(3) 面積

3,266.99平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成10年3月2日 愛媛県指令河第19号

4 しゅん功認可年月日

平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	壬生川丹原線	東予市周布207番 6 地先から 同市周布207番 1 地先まで	平成15年 3月24日

○愛媛県告示第 700 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	弓削島循環線	越智郡弓削町上弓削239番 1 地先から 同町上弓削1904番 2 まで	平成15年 3月24日

○愛媛県告示第 701 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	松山川内線	温泉郡重信町大字志津川字市頭甲102番 1 から 同町大字樋口字前川甲1420番 3 まで	旧	メートル 8.1 ~ 9.7	キロメートル 0.407	
			新	9.4 ~ 11.7	0.407	

○愛媛県告示第 702 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山川内線	温泉郡重信町大字志津川字小斎院甲120番 1 から 同大字字柑子ノ木甲156番 1 まで	平成15年 3月24日
”	”	温泉郡重信町大字志津川字柑子ノ木甲155番 2 から 同町大字樋口字前川甲1420番 3 まで	”

○愛媛県告示第 703 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	中島環状線	温泉郡中島町大字宇和間甲1370番1から 同大字甲1371番1まで	平成15年3月24日

○愛媛県告示第704号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	379号	伊予郡広田村仙波1449番2地先から 同村仙波1449番1地先まで	旧	メートル 8.0~41.0	キロメートル 0.105	
			新	18.5~45.0	0.101	

○愛媛県告示第705号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	379号	伊予郡広田村仙波1449番2地先から 同村仙波1449番1地先まで	平成15年3月24日

○愛媛県告示第706号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大洲野村線	大洲市蔵川字大畠甲100番4から 同市蔵川字末廣乙1248番4まで	旧	メートル 4.5~11.0	キロメートル 0.379	
			新	9.4~41.7	0.379	

○愛媛県告示第707号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲野村線	大洲市蔵川字大畠甲100番4から 同市蔵川字末廣乙1248番4まで	平成15年3月24日

○愛媛県告示第 708 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	喜多郡長浜町大字出海甲200番から 同大字甲415番まで	旧	メートル 4 4～10 3	キロメートル 0 219	
			新	13 2～33 4	0 238	
県 道	長浜保内線	喜多郡長浜町大字豊茂乙390番 4 から 同大字乙387番 2 まで	旧	5 2～ 6 9	0 053	
			新	8 5～17 2	0 053	

○愛媛県告示第 709 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	喜多郡長浜町大字出海甲200番から 同大字甲415番まで	平成15年 3月24日
県 道	長浜保内線	喜多郡長浜町大字豊茂乙390番 4 から 同大字乙387番 2 まで	〃

○愛媛県告示第 710 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	長浜保内線	喜多郡長浜町大字下須戒甲1830番 9 地先から 同大字乙730番 2 まで	旧	メートル 3 9～10 1 14 5～40 0	キロメートル 0 673 0 624	
			新	14 5～40 0	0 624	

○愛媛県告示第 711 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長浜保内線	喜多郡長浜町大字下須戒甲1830番 9 地先から 同大字甲1280番 2 まで	平成15年 3月28日

○愛媛県告示第712号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一般国道	378号	西宇和郡保内町宮内5番耕地1番地先から 同町宮内1番耕地884番地先まで	旧	メートル 4.5～9.5	キロメートル 0.998	
			新	11.1～55.0	1.154	
"	"	西宇和郡保内町宮内1番耕地884番地先から 同町須川20番3地先まで	旧	4.2～11.0	1.404	
			新	11.0～38.0	1.200	

○愛媛県告示第713号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	佐田岬三崎線	西宇和郡三崎町正野137番から 同町正野63番2まで	旧	メートル 3.3～16.5 7.7～43.5	キロメートル 0.086 0.054	
			新	7.7～14.0	0.054	

○愛媛県告示第714号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一般国道	441号	東宇和郡野村町大字松溪1号150番2から 同大字1号297番まで	旧	メートル 3.8～9.7	キロメートル 0.403	
			新	17.5～57.5	0.400	
"	"	東宇和郡野村町大字白髭1号324番地先から 同大字1号654番2まで	旧	3.5～26.0	0.862	
			新	11.8～37.5	0.860	

○愛媛県告示第715号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	441号	東宇和郡野村町大字松溪1号150番2から 同大字1号297番まで	平成15年3月24日

"	"	東宇和郡野村町大字白髭1号324番地先から 同大字1号389番2地先まで	"
"	"	東宇和郡野村町大字白髭1号466番地先から 同大字1号654番2まで	"

○愛媛県告示第716号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宿毛津島線	北宇和郡津島町大字高田甲2744番2地先から 同大字甲793番4地先まで	旧	メートル 0	キロメートル 0	
			新	8.6~62.0	1.321	

○愛媛県告示第717号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和島城辺線	北宇和郡津島町大字増穂丁598番189から 同大字丁598番190まで	旧	メートル 6.0~14.2	キロメートル 0.109	
			新	8.0~16.0	0.109	
"	"	北宇和郡津島町大字増穂丁598番191から 同大字丁598番188まで	旧	4.4~9.2	0.253	
			新	5.6~12.2	0.253	
"	御内下畑地線	北宇和郡津島町大字下畑地字半七田乙86番地先から 同字乙97番まで	旧	3.8~10.0	0.049	
			新	9.0~13.0	0.047	

○愛媛県告示第718号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島城辺線	北宇和郡津島町大字増穂丁598番189から 同大字丁598番190まで	平成15年3月24日
"	"	北宇和郡津島町大字増穂丁598番191から 同大字丁598番188まで	"
"	御内下畑地線	北宇和郡津島町大字下畑地字半七田乙86番地先から 同字乙97番まで	"

○愛媛県告示第719号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和島下波津島線	北宇和郡津島町北灘字ハクレ丙170番3から 同町北灘字六右エ門田丙197番2まで	旧	メートル 4.5～12.3	キロメートル 0.278	
			新	6.1～30.7	0.278	
"	後柿之浦線	北宇和郡津島町須下字新浜179番9から 同町須下字反田167番10まで	旧	4.5～11.0	0.287	
			新	10.4～26.6	0.262	
"	"	北宇和郡津島町須下字反田146番11から 同字146番2地先まで	旧	3.7～16.1	0.069	
			新	15.2～38.5	0.069	

○愛媛県告示第720号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島下波津島線	北宇和郡津島町北灘字ハクレ丙170番3から 同町北灘字六右エ門田丙197番2まで	平成15年3月24日

○愛媛県告示第721号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡城辺町僧都879番5	旧	メートル 3.0～8.0	キロメートル 0.131	
			新	5.2～35.0	0.131	
"	"	南宇和郡城辺町緑丙139番3	旧	12.0～17.6	0.063	
			新	15.8～20.0	0.063	
"	"	南宇和郡城辺町緑丙110番2	旧	12.0～18.0	0.072	
			新	13.8～19.0	0.072	
"	深浦港線	南宇和郡城辺町垣内763番6から 同町垣内767番2まで	旧	5.3～46.6	0.081	
			新	35.6～46.8	0.081	

○愛媛県告示第722号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡城辺町僧都879番5	平成15年3月27日
"	"	南宇和郡城辺町緑丙139番3	平成15年3月24日
"	"	南宇和郡城辺町緑丙110番2	"
"	深浦港線	南宇和郡城辺町垣内763番6から 同町垣内767番2まで	平成15年3月27日

○愛媛県告示第723号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	城辺高茂岬線	南宇和郡西海町櫻月231番地先から 同町船越1番地先まで	旧	メートル 20.6~35.0	キロメートル 0.047	
			新	20.6~42.4	0.047	

○愛媛県告示第724号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	城辺高茂岬線	南宇和郡西海町櫻月231番地先から 同町船越1番地先まで	平成15年3月24日

○愛媛県告示第725号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
今局建（開）第11号 平成15年2月28日	越智郡波方町大字樋口字八反地甲1039番1、甲1039番2及び甲1039番4並びに同郡同町大字樋口字丸田乙442番11、乙442番14、乙442番15、乙446番30及び乙446番37	越智郡波方町大字樋口甲1039番地4 晴豊海運株式会社 代表取締役 長谷部 満
西局丹土（開）第31号 平成15年3月7日	東予市石田720番1、720番2及び720番3	東予市三津屋南3番6 有限会社 東予住建 取締役 芥川 雅 旨

○愛媛県告示第726号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、今治広域都市計画墓園事業1大谷墓園（今治市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

1 事業施行期間

平成6年12月9日から平成19年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

今治市山路字イタチカド及び字高屋、並びに阿方字牛ノ江及び字春岡地内

(2) 使用の部分

なし

訓 令

○愛媛県訓令第3号

総 務 部

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年3月11日	特定非営利活動法人 エコロジー・エネルギー・フ ォーラム	三宅和雄	松山市小坂五丁目4番18号	この法人は、不特定多数の個人及び団体に対し、環境問題への意識の高揚を図るとともに、環境保全を通じた住み良いまちづくりへの意識啓発に関する事業を行うことにより、豊かで充実した生活の出来る地域社会の実現に寄与することを目的とする。